

高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県が設立する公立大学法人(以下「公立大学法人」という。)について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第11条第4項の規定による地方独立行政法人評価委員会の組織及び委員その他の職員その他地方独立行政法人評価委員会に関し必要な事項並びに法第6条第4項及び第44条第1項の規定による地方独立行政法人に係る重要な財産に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び組織)

第2条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会として、公立大学法人の業務の実績を評価することその他法によりその権限に属させられた事項を処理させるため、高知県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員5人で組織する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員等)

第3条 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高知県文化生活スポーツ部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(重要な財産)

第9条 法第6条第4項の規定による公立大学法人に係る重要な財産は、その保有する財産であつて、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあつては、当該申請の日におけるその額)が50万円以上のもの(その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。)その他知事が定める財産とする。

- 2 法第44条第1項の規定による公立大学法人に係る重要な財産は、予定価格(適正な対価を得て売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、その適正な見積価額)が7,000万円以上の不動産(土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の規定は、規則で定める日(平成21年規則第28号で、平成21年4月1日とする。)から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

附 則(平成21年3月27日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部改正)

- 2 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例(平成20年高知県条例第46号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高知県環境審議会条例の一部改正)

- 3 略

附 則(平成26年3月25日条例第27号)

(施行期日)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際第 1 条の規定による改正後の高知県部設置条例本則第 5 号カに規定する事項に係る事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程(以下この項において「法令等」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の規定の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部改正)

- 3 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例(平成 20 年高知県条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高知県いじめ防止対策推進法施行条例の一部改正)

- 4 高知県いじめ防止対策推進法施行条例(平成 26 年高知県条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 29 年 12 月 26 日条例第 45 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。